

# 資料編

## 1 用語解説

### あ行

#### IPCC

国連気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change) の略称。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63 (1988) 年に国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立された組織。

#### アダプト制度

アダプト (ADOPT) とは英語で「〇〇を養子にする」の意味。

一定区画の公共の場所を養子にみたと、市民がわが子のように愛情をもって面倒をみ (=清掃美化を行い)、行政がこれを支援する仕組み。

### か行

#### 外来種

人為によって意図的・非意図的に本来の生息地・生育地の外から持ち込まれた種。

#### 光化学オキシダント

大気中のVOCやNO<sub>x</sub>が紫外線を受けた際、光化学反応によって発生するオゾンなどをいう。高濃度になると粘膜や呼吸器など人体に影響を及ぼす。

#### コージェネレーション

給湯、暖房等の熱供給と自家発電などを組み合わせて行うシステム。従来利用されていなかった廃熱を利用することにより、住宅や工場の地域暖房に使用する方法。

### さ行

#### 資源効率

環境への影響を最小にしながら地球の有限な資源を持続可能な方法で使うこと。資源効率の向上とはライフサイクルを通じた省資源化のこと。

#### 食品ロス

食品由来の廃棄物のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと。家庭における食品ロスは、(1) 消費期限・賞味期限切れなどにより、食事として使用・提供せずにそのまま捨ててしまう、(2) 食事として使用・提供したが、食べ残して捨てる、(3) 食べられる部分まで過剰に除去して捨ててしまうの3種類に分けられる。

#### スマートコミュニティ

再生可能エネルギー導入と省エネルギー対策をするとともに、家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげ、社会全体でエネルギーを有効活用する、次世代の社会システムのこと。

## た行

---

### デポジットシステム

商品等の販売の際に預かり金（デポジット）を料金に上乗せし、消費者が小売店等に商品容器を返却した場合に預かり金を払い戻す制度のこと。消費者に経済的負担を負わせることによって、空き缶や空き瓶の散乱を防止して、環境の保全と資源回収を進めることを目的としている。

### 東京都エコ農産物認証制度

農業者が土づくりの技術や化学農薬・化学肥料削減の技術を導入し、化学農薬と化学肥料を削減して生産する農産物を都が認証する制度。

## な行

---

### 燃料電池

水素と空気中の酸素を反応させ、直接電気へ変換して発電するシステム。利用の段階では水しか排出しない。

## は行

---

### PM2.5

大気中に浮遊する粒子状物質（Particulate Matter）のうち、粒径2.5 μm以下のもの。

肺の奥深くまで入りやすく呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響も懸念されている。

### PCB廃棄物

PCB（ポリ塩化ビフェニル）及びPCBが塗布されたものや付着したものなどが廃棄物になったもののこと。PCB特別措置法施行令により平成39（2027）年3月31日までに処理することが定められている。

### PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Act（見直し）を意味し、品質向上のためのシステムの考え方。

管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を見直し（Act）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

### フィールドワーク

野外での作業・研究のこと。

## ま行

---

### モニタリング

観測・調査・分析すること。

## ら行

---

### ライトダウンキャンペーン

環境省が平成15（2003）年に開始した、地球温暖化防止のために、全国のライトアップ施設や各家庭の照明の一斉消灯を呼び掛けるキャンペーンのこと。

## 旅行速度

ある区間について、区間の距離を走行に要した時間で割ったもの。所要時間には、信号や渋滞などによる停止も含む。

## レッドデータブック

絶滅の恐れのある野生動植物種に関するデータ集のこと。昭和41（1966）年国際自然保護連合（IUCN）が発行したのが最初。日本では平成3（1991）年環境庁（現在の環境省）が編集した。

## 2 東大和市環境基本条例

平成 16 年 12 月 27 日  
条 例 第 23 号

### 目次

#### 前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境基本計画（第 7 条）

第 3 章 環境の保全に関する施策の推進等（第 8 条—第 13 条）

第 4 章 市民活動の促進等（第 14 条—第 17 条）

#### 附則

私たちが暮らすまち東大和は、その北部に狭山丘陵が広がり、季節の移ろいを感じる  
ことができる貴重な自然に恵まれている。とりわけ多摩湖の周辺は、四季折々の美しい  
景観で人々を魅了し、東大和のシンボルともなっている。私たちの健康で快適な生活  
は、こうした先人たちから受け継いだ健全で豊かな環境の下に成り立っている。

しかしながら、現代に生きる私たちは、めざましい都市化の進展の中で、物質的な豊  
かさや利便性を追求するあまり、自然の回復能力を超えて空気、水、土を汚し、資源の  
枯渇化を招くなど環境への配慮をおろそかにし、結果として、地球規模の環境問題をも  
引き起こしてしまった。

私たちは、良好な環境の下に生活する権利を有する一方、この良好な環境がもはや与  
えられるものではなく、私たち自らの努力により維持され、創造されるものであること  
を自覚し、より恵み豊かな環境を次世代へ引き継ぐ責任を果たさなくてはならない。

このような認識の下に、東大和市、事業者及び市民が、環境の保全に関し共通の理念  
を持ち、自発性と協働による環境保全の取組を推進させ、もって良好な環境を将来にわ  
たり確保するとともに、持続的発展が可能な社会をつくりあげていくことができるよ  
う、ここに、この条例を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全」という。）につ  
いて基本となる理念を定め、東大和市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務  
を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることに  
より、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の  
市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保すること  
を目的とする。

##### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ  
による。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくりあげていくことを目的として、すべての者の協働により行われなければならない。
- 3 環境の保全は、人の活動が地球規模の環境問題をも引き起こすという認識の下に、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、推進する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 大気、水、土壌、動植物その他の自然環境の保全に関すること。
- (3) 人と自然の豊かなふれあいの確保、良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
- (4) 野生生物の種の保存その他の生物多様性の確保に関すること。
- (5) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境の保全に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るため、必要な措置を講ずる責務を有する。

3 市は、環境の保全に関する施策に、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るため、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が推進する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全のために必要となる知識を習得し、理解を深めるよう努めな

ればならない。

- 3 市民は、市が推進する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境基本計画

第7条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東大和市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 環境の保全に関する施策の基本的な方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ東大和市環境保全審議会の意見を聴くとともに、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## 第3章 環境の保全に関する施策の推進等

(施策の調整及び推進)

第8条 市は、環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する取組の推進等)

第9条 市は、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減に資する取組を推進するため、事業者及び市民に対する啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について環境の保全に適正な配慮がされるよう、当該事業者に対し必要な措置を講ずることを求めることができるものとする。

(国、東京都等との協力)

第10条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国、東京都、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(監視、測定等)

第11条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定等を行うものとする。

(施策の公表)

第12条 市長は、環境の保全に関する施策で実施したものの概要について、東大和市環境保全審議会の意見を付した上で、定期的に公表しなければならない。

(施策の評価)

第13条 市は、環境の保全に関する施策の適正な実施のため必要と認めるときは、当該施策の進捗よく状況について評価を行うものとする。

## 第4章 市民活動の促進等

(環境の教育及び学習の促進)



第 14 条 市は、広報の充実その他の必要な措置を講ずることにより、事業者及び市民の環境の教育及び学習の促進に努めるものとする。

(自発的活動の促進)

第 15 条 市は、事業者、市民又はこれらの者で構成する団体に対する活動の場の提供その他の必要な支援を行うことにより、環境の保全に関する自発的な活動の促進に努めるものとする。

(情報の共有)

第 16 条 市は、環境の保全に関する情報を収集し、提供することにより、当該情報を事業者及び市民と共有するよう努めるものとする。

(環境月間)

第 17 条 事業者及び市民が、広く環境の保全についての関心及び理解を深め、並びに環境の保全に関する活動への意欲を高めるため、東大和市環境月間を設ける。

2 東大和市環境月間は、市長が別に定める。

3 市は、東大和市環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



### 3 第二次東大和市環境基本計画策定の経過

#### (1) 東大和市環境保全審議会

年 月 日	会議名等	内 容
平成27年8月19日	平成27年度第1回東大和市環境保全審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二次東大和市環境基本計画の策定方針について</li> <li>・スケジュールの説明について</li> <li>・施策実施状況調査結果について</li> <li>・環境基礎調査結果について</li> <li>・東大和市環境意識調査（案）について</li> </ul>
平成27年11月11日	平成27年度第2回東大和市環境保全審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東大和市環境意識調査結果（速報）について</li> <li>・望ましい環境像と基本目標について</li> </ul>
平成27年12月18日	平成27年度第3回東大和市環境保全審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東大和市環境意識調査結果について</li> <li>・望ましい環境像と基本目標について</li> <li>・取組内容について</li> </ul>
平成28年7月7日	平成28年度第1回東大和市環境保全審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二次東大和市環境基本計画（素案）について</li> </ul>
平成28年7月21日	平成28年度第2回東大和市環境保全審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二次東大和市環境基本計画（素案）について</li> </ul>
平成28年8月5日	環境保全審議会が「東大和市環境基本計画の策定について(中間答申)」を提出	
平成28年10月19日	平成28年度第3回東大和市環境保全審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二次東大和市環境基本計画（素案）の市民意見募集結果について</li> </ul>
平成28年11月14日	平成28年度第4回東大和市環境保全審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二次東大和市環境基本計画答申（案）について</li> </ul>

## (2) 第二次環境基本計画策定本部

年 月 日	会議名等	内 容
平成27年6月4日	第1回第二次環境基本計画策定本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次東大和市環境基本計画の策定方針（案）について</li> <li>スケジュールについて</li> </ul>
平成28年1月6日	第2回第二次環境基本計画策定本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>東大和市環境意識調査結果報告</li> <li>望ましい環境像、基本目標</li> </ul>
平成28年8月3日	第3回第二次環境基本計画策定本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次東大和市環境基本計画（素案）について</li> </ul>
平成28年11月1日	第4回第二次環境基本計画策定本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次東大和市環境基本計画（素案）の市民意見募集結果について</li> </ul>
平成28年11月24日	第5回第二次環境基本計画策定本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次東大和市環境基本計画（案）について</li> </ul>
平成29年1月11日	第6回第二次環境基本計画策定本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次東大和市環境基本計画（案）について</li> </ul>

## (3) 第二次環境基本計画策定部会

年 月 日	会議名等	内 容
平成27年6月10日	第1回第二次環境基本計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会長の選出について</li> <li>・ 第二次東大和市環境基本計画の策定方針について</li> <li>・ スケジュールについて</li> <li>・ 施策進捗状況調査の実施について</li> <li>・ 環境基礎調査について</li> </ul>
平成27年8月5日	第2回第二次環境基本計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策実施状況調査結果について</li> <li>・ 環境基礎調査結果について</li> <li>・ 東大和市環境意識調査（案）について</li> </ul>
平成27年11月2日	第3回第二次環境基本計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東大和市環境意識調査結果（速報）について</li> <li>・ 望ましい環境像と基本目標について</li> </ul>
平成27年12月17日	第4回第二次環境基本計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東大和市環境意識調査結果について</li> <li>・ 望ましい環境像と基本目標について</li> <li>・ 取組内容について</li> </ul>
平成28年2月2日	第5回第二次環境基本計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東大和市環境意識調査結果の市民への公表について</li> <li>・ 新施策体系状況調査結果について</li> <li>・ 第二次東大和市環境基本計画における施策の位置づけについて</li> </ul>
平成28年3月22日	第6回第二次環境基本計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「環境基本計画の中間取りまとめ」について</li> </ul>
平成28年5月10日	第7回第二次環境基本計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「環境基本計画の中間取りまとめ」について</li> </ul>
平成28年5月27日	第8回第二次環境基本計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「環境基本計画の中間とりまとめ」について</li> <li>・ ヒアリングについて</li> </ul>
平成28年7月12日	第9回第二次環境基本計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二次東大和市環境基本計画（素案）について</li> </ul>

年 月 日	会議名等	内 容
平成28年9月30日	第10回第二次環境基本計画策定部会	・ 第二次東大和市環境基本計画（素案）の市民意見募集結果及びその取扱いについて
平成28年11月2日	第11回第二次環境基本計画策定部会	・ 第二次東大和市環境基本計画（案）について

## (4) その他

年 月 日	会 議 名 等	内 容
平成27年8月 ～10月	東大和市環境意識調査実施 (環境に関するアンケート 調査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18歳以上の市内居住者(「住民基本台帳」を基にした無作為抽出) 配布 1,800 件、回収 858 件</li> <li>・ 市内事業者(商工会の登録事業所を基にした無作為抽出) 配布 200 件、回収 66 件</li> <li>・ 市内小学校に通学する小学5年生(全数調査) 配布 756 件、回収 756 件</li> </ul>
平成27年8月13日 ～9月15日	市民意見募集	
平成28年8月24日	第1回第二次東大和市環境基本計画(素案)説明会	
平成28年8月27日	第2回第二次東大和市環境基本計画(素案)説明会	

## 4 東大和市環境保全審議会

### (1) 東大和市環境保全審議会条例

昭和47年12月22日  
条例第23号

(設置)

第1条 東大和市(以下「市」という。)の良好な環境の確保を図るため、市長の諮問機関として、東大和市環境保全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の良好な自然環境及び生活環境の保全に関する重要事項を調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12名以内をもつて組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者 7名以内
- (2) 市議会議員 2名以内
- (3) 関係行政機関の職員 3名以内

2 前項第1号の委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を審議させるため、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する審議が終了したときをもつて終わるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理し、会議において発言することができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和49年4月1日条例第18号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則 (昭和51年3月31日条例第11号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則 (昭和54年3月26日条例第1号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則 (昭和62年12月15日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年12月27日条例第49号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月15日条例第8号)

1 この条例は、平成13年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において、東大和市環境保全審議会の委員である者で市議会議員にある者として任命されたものについては、その日において解任されたものとみなす。

附 則 (平成19年9月20日条例第12号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月12日条例第11号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

[参考]

○地方自治法—138の4・③



## (2) 東大和市環境保全審議会委員

選出区分	氏名	備考
学識経験者	野口 博之	会長
	尾崎 義美	
	内野 孝	
	関下 晴夫	
	石田 睦子	
	伊東 静一	副会長
	磯脇 桃子	
市議会議員	実川 圭子	
	根岸 聡彦	
関係行政機関の職員	青山 一彦	東京都多摩環境事務所自然環境課長 (平成 28 年 4 月 19 日まで)
	竹内 高広	東京都多摩環境事務所自然環境課長 (平成 28 年 4 月 20 日から)
	清水 英彦	東京都農業振興事務所長
	樋田 博子	東京都西部公園緑地事務所管理課長 (平成 28 年 4 月 11 日まで)
	小松 典子	東京都西部公園緑地事務所管理課長 (平成 28 年 4 月 12 日から)

## 5 第二次環境基本計画策定本部

### (1) 東大和市環境基本計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 東大和市環境基本条例(平成16年条例第23号)第7条に規定する東大和市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)の策定等を行うため、東大和市環境基本計画策定本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定本部は、次に掲げる事項を所掌し、その結果を市長に報告する。

(1) 環境基本計画の策定に関すること。

(2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は副市長をもって充てる。

3 副本部長は教育長をもって充てる。

4 本部委員は、部長、議会事務局長、会計管理者及び参事にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、策定本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

(意見等の聴取等)

第6条 策定本部は、必要に応じて、部会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料若しくは情報の提供を求めることが出来る。

(部会)

第7条 策定本部は、第2条各号に掲げる事項を具体的に検討するため、部会を設置する。

2 部会は、部会長及び副本部長並びに必要な数の部員数をもって構成し、その構成員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該番号に定める者をもって充てる。

(1) 部会長 部会員の互選により選出された者

(2) 副本部長 部会委員の中から部会長が指名した者

(3) 部会員 本部長が指定した職にある者

3 部会長及び副本部長の職務、部会の会議の招集並びに部会における意見等の聴取については、第4条から前条までの規定を準用する。

(庶務)

第8条 策定本部の庶務は、環境部環境課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月8日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

## (2) 第二次環境基本計画策定本部委員

職 名	備 考
副市長	本部長
教育長	副本部長
議会事務局長	
企画財政部長	
企画財政部参事	
総務部長	
総務部参事	
総務部参事（特命担当）	（平成28年4月1日から）
市民部長	
子ども生活部長	
福祉部長	
福祉部参事	
環境部長	
都市建設部長	
会計管理者	
学校教育部長	
学校教育部参事	
社会教育部長	
監査事務局長	

## (3) 第二次環境基本計画策定部会委員

職 名	備 考
企画課長	
財政課長	
総務管財課長	
防災安全課長	
産業振興課長	
子育て支援課長	
保育課長	
青少年課長	
市民生活課長	
福祉推進課長	
健康課長	
環境課長	
ごみ対策課長	部会長
都市計画課長	副部会長
土木課長	
建築課長	
下水道課長	
学校教育課長	
給食課長	
指導室長	
社会教育課長	
中央公民館長	

## 第二次東大和市環境基本計画

(平成 29 年度～平成 38 年度)

発 行： 平成 29 (2017) 年 3 月  
東大和市

編 集： 東大和市 環境部 環境課  
東京都東大和市中心 3 丁目 930 番地  
T E L 042-563-2111(代)

印 刷： 有限会社 アルファオフィス



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



地球にやさしい大豆インクを使用しています。